

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業（令和元年度補正予算3,600億円）において、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に、補助率や補助上限を引き上げた「特別枠（令和二年度補正予算700億円）」を設け、優先的に支援します。

影響を受けた事業者への特例措置

①特別枠での優遇

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者について、支援内容を拡充し、優先的に採択。

※詳細は次ページ「申請要件」を参照

②申請要件緩和

ものづくり・商業・サービス補助において、生産性向上や賃上げに係る目標値の達成時期を1年間猶予。

③遡及適用

ものづくり・商業・サービス補助において、交付決定日前に発注した事業に要する経費についても対象に。

詳細は、下記ポータルサイトからご確認ください。
（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）
<https://seisansei.smrj.go.jp>



【生産性革命推進事業全体に関するお問合せ先】
中小企業基盤整備機構 企画部
生産性革命推進事業室：03-6459-0866